

市町村名【 上尾市 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。 **保険年金課**

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

埼玉県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により、応能割と応益割に按分するとしています。これにより、保険税の見直しをする際は、県が算定した標準保険税率を参考に検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する法案が成立したことに伴い、導入について検討してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」では、赤字市町村は、段階的な目標を設定することとされ、本市においても平成31年3月に赤字削減・解消計画を定め、計画的に赤字解消に取り組んでおります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。 **保険年金課**

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和 3 年度も継続して新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯を対象に減免を実施し、広報あげおや市ホームページ等で周知しているところです。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。保険年金課

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免については、国保法第 44 条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免の申請書は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づき、療養の給付を受ける者の氏名、傷病名など必要な事項のみをご記入いただく申請書としております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金の減免は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づく審査を経て、対象と承認された場合に受けることができるものとなるため、申請は上尾市にさせていただく必要があります。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください。納税課

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

市税は条例により納期限が定められております。しかし、一定の要件に該当し、市税を一時に納付することができない場合には、申請することで市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があり、市ホームページでお知らせをしているところです。

また、必要に応じて、生活支援課や消費生活センターなどの窓口のご案内を行っております。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

国保税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。

しかし、財産や収入があるにもかかわらず、催告や納税相談の呼びかけに応じていただけない、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

滞納処分にあたっては、一方的な滞納処分となることがないように、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。こうした催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付がなされないときは、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しますが、その際も対象財産については、総合的に適否を検討しております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

制度の趣旨に留意しつつも、国保税のみ特別対応することは検討しておりません。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。保険年金課

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちませぬ。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

保険税を滞納している世帯のうち、納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に限り、特別な有効期間を定めて保険証を発行しております。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

納税相談の機会を確保し、個々の実情を把握することを目的に、直接、窓口で保険証を交

付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

回答日現在、資格証明書は発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。保険年金課

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

令和3年度も継続して傷病手当金を支給いたします。なお、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症関連に限って財政支援を受けられる緊急的、特例的な措置であることから、恒常的な運用は予定しておりません。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

全国市長会を通じて国に対して、傷病手当金の支給対象者の拡大などの要望を行っております。

(7) 国保運営協議会について保険年金課

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

上尾市国民健康保険運営協議会委員のうち、「被保険者を代表する委員」の選出については、地域住民の代表として、上尾市自治会連合会から推薦をいただいております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

上尾市国民健康保険運営協議会においては、被保険者を代表する委員を含め、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員で構成され、さまざまな方のご意見が取り入れながら運営しております。

(8) 保健予防事業について保険年金課

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

平成23年度から特定健康診査の自己負担額は無料です。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

個別がん検診に関しては、特定健診を実施している医療機関であれば、同時に受けられるよう予約時に調整いただくことで同時に受診することが可能です。

- ③ 2021年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

未受診者に対して受診勧奨通知を発送します。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

「上尾市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理しています。

2. 後期高齢者医療について**保険年金課**

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

広域連合から国に対して、高齢者が必要なサービスを受ける機会の確保という観点から、慎重に議論するよう要望しています。また、やむをえず引き上げる場合については、激変緩和措置を講じ、被保険者へ配慮すること、十分な周知期間を設け、国による被保険者への丁寧な説明を行うことも求めています。

- (2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

健康状態の把握と疾病の早期発見のため、健康診査の受診を勧めています。健康診査に係る費用は無料としており、経済的な負担がなく受診しやすいよう支援しています。また、重症化予防を目的とした受診勧奨(電話等)の実施や広域連合実施の歯科健診結果を活用し、高齢介護課と連携してフレイルの兆候が疑われる人に啓発や介護予防事業への参加勧奨を行っています。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

上尾市では、長寿・健康増進事業の取り組みとして、健康診査の追加項目や、人間ドック検査費用助成などを実施しております。今後は新たにフレイル予防の推進に努めたいと考えております。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢健康診査は、無料で実施しております。人間ドックについては、2万円の補助事業を実施しており、市内の指定医療機関だけではなく、市外の医療機関にも拡充し、同額の補助を実施しております。また、がん検診、歯科検診につきましては、上尾市で実施の健診を70歳以上から無料で受診することができます。なお、前年度に75歳及び80歳になられた被保険者については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で無料の健康長寿歯科検診を実施しております。

3. 地域の医療提供体制について健康増進課

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

撤回の申し入れを行う予定はありません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

必要に応じて、埼玉県に要望します。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために健康増進課

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

必要に応じて、要望してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

埼玉県において、高齢者施設での定期的な検査を行っています。ワクチン接種の普及を顧慮し、必要に応じて埼玉県に要望します。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

PCR検査センターや市内医療機関においてPCR検査の受診体制を整えていますが、無症状者への大規模なPCR検査は実施する予定はございません。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

ワクチン接種については、6月24日現在集団接種1会場と、75の医療機関による個別接種会場を設け、週当たり約11,500回の接種が可能な体制を整えております。これにより7月末までに希望する高齢者向けの接種を終える見込みです。また、接種券につきましては、その他すべての接種対象者に順次発送し、7月末までには発送を完了する予定です。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。高齢介護課**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定において、引き続き、介護サービス給付費等の見込み額を適切に推計するとともに、介護予防事業や保険給付費の適正化を積極的に行ってまいります。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。高齢介護課**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、2020年度は98件の申請があり、うち92件4,402,900円の減免を実施しました。2021年度も減免申請を受付しています。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。高齢介護課**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料の減免については、介護保険法142条により「上尾市介護保険条例第12条」に規定し、「上尾市介護保険料の減免に関する要綱」に基づき実施しております。

また、低所得者の介護保険料については、消費税率の引き上げに伴い第1段階から第3段階の非課税世帯の介護保険料を引き続き軽減しています。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。高齢介護課**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

市民税非課税世帯の人を対象に市独自に助成(上尾市介護サービス利用者負担助成費)しております。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用抑制にならないよう、所得金額に応じた負担割合の算定をしております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

高齢介護課

【回答】

国の制度により特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所施設などの負担軽減を実施しており、国の動向を注視してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。**高齢介護課**

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「上尾市介護サービス事業所等感染症対策支援金」として、令和2年度は1事業所につき5万円を交付したところでございます。新型コロナウイルス感染の拡大のため、対策が一層必要とされることから、令和3年度は1事業所につき10万円を感染症対策の支援金として交付しています。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

感染防止対策として、国から使い捨てマスク及び使い捨て手袋の提供があり、市内介護事業所等へ配布してございます。なお、令和2年度は使い捨てマスクを4回、使い捨て手袋を3回、消毒薬を2回配布したところでございます。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

介護施設入所者(高齢者)及び従事者へのワクチン接種は開始しております。また、PCR検査を含む新型コロナウイルス感染症対策を支援することを目的に「上尾市介護サービス事業所等感染症対策支援金」を交付しています。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。**高齢介護課**

【回答】

特別養護老人ホームについては、第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「基盤整備計画」に基づき、今年度事前協議を行う予定です。小規模多機能施設等については随時相談を受け付けております。高齢者の状況等を踏まえて、地域密着型サービスの充実に向けて基盤整備をすすめてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。**高齢介護課**

【回答】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等専門職の体制確保及び強化を図るべく、業務委託を実施しているところでございます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。障害福祉課

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

新型コロナウイルスの流行以降、医療的ケア児に対し、市の備蓄マスク等を配布し、障害福祉事業所に対しては、埼玉県の依頼を受け計3回のマスク配布を行いました。今後も埼玉県と連携し対応してまいります。

また、市独自の支援事業としまして、障害福祉事業所における、新型コロナウイルス感染症対策に要するマスク、消毒液などの経費に対し、新型コロナウイルス感染症対策支援金として、事業所へ令和2年度は5万円、令和3年度は10万円を交付しております。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

埼玉県において、障害福祉事業所職員に対するPCR検査の実施や宿泊・自宅療養者等への医療提供体制の強化を図っております。なお、新型コロナウイルスの陽性者への対応については、鴻巣保健所で実施しております。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

埼玉県を通して、国に要望してまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

すでに本市では、基礎疾患のある者としてみなされる、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者等に対する優先接種の申し込みを令和3年6月21日まで受け付けたところです。また、市内75か所の医療機関における個別接種及び東保健センターにおける集団接種を実施しております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。障害福祉課

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

令和2年10月から地域生活支援拠点事業の実施に向けて調整した結果、緊急時の受け入れを行う短期入所を提供するための居室を確保する緊急時居室確保事業、夜間緊急時における相談受付・対応の緊急時相談支援事業を行っております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

「上尾市社会福祉法人等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、施設整備の補助金を交付しております。なお、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた体制整備や基盤整備について、令和3年3月に策定した「第6期上尾市障害福祉計画・第2期上尾市障害児福祉計画」に基づき進めてまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

障害福祉施策推進委員会や、自立支援協議会を活用し、当事者の声も反映するよう努めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。 **障害福祉課**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障害福祉サービスの提供体制の整備について、令和3年3月に策定した「第6期上尾市障害福祉計画・第2期上尾市障害児福祉計画」に基づき現在進めております。今後も計画を基に実情に応じた設置を行ってまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

本市では、昨年度から桶川市、伊奈町とともに、時間外に緊急電話対応を行う「緊急時電話相談」と、時間外でも急きょ短期入所が利用できるよう、常時施設に空床の確保を行う「緊急時居室確保」の2つの取り組みを開始し、緊急時の対応について強化できるよう体制整備に努めているところです。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

現在、障害者支援施設入所者の外泊については本人と家族、そして施設との三者の相談にて行われており、ご家族等からの希望がない限り、市では帰省している利用者の把握は行っておりません。

なお、施設入所中の利用者が土日等に帰省される場合には、本人や家族のご希望を踏まえ、移動の支援や日中一時支援といった障害福祉サービスをご利用いただける場合がございます。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。障害福祉課

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

現在は、所得制限及び独自の年齢制限は導入しておりません。

令和4年10月から埼玉県で所得制限が完全導入され、所得審査した場合の額で補助金が算定される予定です。埼玉県の動向を注視しながら検討してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物医療の広域化は医療費の増加が見込まれることから慎重な検討が必要と考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者2級までの拡大、また精神病床への入院費用においても埼玉県の助成の対象外であることから、市単独補助は難しいと考えております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障害や疾病の診断・治療・進行の抑制は医師が行うものであり、行政から医療機関に対して障害に関する啓発を行うことは現実的に難しいものと考えております。行政機関職員の障害に対する理解については引き続き、職員の研修等を通じて深めてまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。障害福祉課

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しています。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

生活サポート事業を実施するための施設の借上料として、全体で 60 万円を補助しております。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱にて利用時間の上限が年間 150 時間とされていることから、同様の上限にしております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障害者への利用料軽減策につきましては、近隣市町における軽減策の状況を、引き続き注視してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

補助金の増額等について、県へ要望してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。障害福祉課

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

福祉タクシー券における初乗り料金については、昨年度から年間 24 枚から 36 枚の配布へと改めております。100円券（補助券）につきましては、現在検討しておりません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は 3 障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー券についても、人数ではなく、障害者の乗車に対して適用されているため、介助者等の同乗については、割引が適用される場所となっております。

また、ガソリン代支給制度は、18歳未満の者（児）は、年間 1万2,000円まで、18歳以上の者は、年間 6,000円を上限に、給油した領収書をもとに助成を行っているため、介助者の付き添いについては特に関係ございません。

今後の両方の制度運用について、所得制限を行う予定は今のところございません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村とは、自立支援協議会等を通じて情報を共有しながら、検討してまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。危機管理防災課

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

本市では、ご本人などから希望があれば避難行動要支援者名簿の対象として加えております。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーの確認については、自主防災会と連携して検討してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所への避難を、二次的な避難ではなく、直接の避難とする手法に関しては、現状では、福祉避難所のキャパシティに限りがあることから、難しいものと考えます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

避難所外で生活する方の救援物資については、近隣の指定避難所でニーズを集約し、避難所で物資の配布を行うことを想定しています。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法第49条の11第3項において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とあることから、名簿利用が要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とするのであれば、名簿情報の提供は可能であると考えます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】行政経営課、健康増進課

自然災害対策と感染症発生対策についての部署はそれぞれ設置しております。これまでに実施した様々な感染症対策を踏まえ、同時発生等の時は、各関連部署において、より一層連携を強化し、迅速かつ適切な対応を検討いたします。

保健所の機能強化については、必要に応じ、要望してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。障害福祉課

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ

禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

コロナ禍においては引き続き必要な支援を行うとともに、障害福祉関連事業について慎重に検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。 **保育課**

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れたい待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日の待機児童数は、14人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

0歳259名、1歳603名、2歳697名、3歳657名、4歳647名、5歳674名、合計3,537名となっています。(4/1時点入所児童数)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。 **保育課**

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童の実態を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の受け皿拡大に努めております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受入れ（障害児保育）については、必要に応じた受け入れが確保できるよう、公的支援や職員確保に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が、認可保育施設に移行したい旨の相談があった場合には、待機児童の実態を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画に沿った対応を図ってまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添

い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。 **保育課**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、これまで同様、国のガイドラインに従い、新しい生活様式を守りながら、感染症予防対策を徹底して行ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。 **保育課**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

本市では、子ども・子育て支援新制度による保育士の処遇改善支援や、保育士の負担軽減、離職防止を図ることを目的とした保育士補助者雇上強化事業を実施しています。また、保育所等を運営する法人等に対し、保育士用の宿舍の借り上げにかかる経費の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援を実施し、保育士確保施策の推進を図っているところです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。 **保育課**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充しています。これにより、年収360万円未満相当の世帯全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子が免除となっています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。 **保育課**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

国が進める幼児教育・保育の無償化の制度設計に即した取り組みを進めるとともに、安全安心な保育が確保できるよう努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

子ども・子育て支援新制度による量の拡充や質の向上を図りながら、本市が果たすべき役割を担ってまいります。また、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育施設の整備を進めるとともに、育児休業取得にかかる上の子の保育については、継続して実施してまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。青少年課

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育を必要とするすべての児童・家庭が入所できるように令和2年度は2クラスを開所し、令和3年度は4月に1クラスを開設いたしました。

今後も適正な施設規模での健全育成が実施できるように努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。青少年課

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

平成27年度から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、運営委託料に加算しております。また、平成31年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、運営委託料に加算して改善を図っております。

8. 県単独事業について青少年課

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本市では、特定非営利活動法人に放課後児童クラブの運営を委託しており、委託料には「民営クラブ支援員加算」及び「同 運営費加算」を含めております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。子ども支援課

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

子どもの保健向上と子育て世帯への支援のために、子どもの医療費については、国の責任において全国一律の公費負担制度を創立する必要があると考えています。現在、市町村の状況により、様々な助成制度がありますが、子どもの医療について国からの助成はなく、埼玉

県からの補助金は未就学児部分の一部のみであるため、小学生・中学生の医療費助成は全額市が負担している状況が続いております。

医療費助成は子育て支援の重要な施策の一つではありますが、限られた財源でより効果的に子育て支援制度を充実させていくため慎重に検討しており、現段階では対象年齢を拡大することについて、予定しておりません。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国に対し全国一律の公費負担制度の創設すること、また、埼玉県補助対象を15歳年度末までとし、所得制限や自己負担制度を撤廃するよう、引き続き要請を行ってまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。生活支援課

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

本市の「生活保護のしおり」につきましては、令和2年4月及び令和3年4月に改訂を行いました。

その内容は、憲法第25条の理念や「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する旨の一文を巻頭に明記したほか、義務の項目の見直しや全ての漢字にルビを振るなど、読まれた方に制度を正しく理解していただき、進んで制度を利用していただけるようにいたしました。

また、生活支援課カウンター脇のラックに設置し、誰もが自由に手に取れるようにしております。

なお、市のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧できるようにしております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。生活支援課

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

現在、扶養照会については、生活保護申請者の了解を得られた場合に実施しており、難色を示された場合や、DVなどの事情がある場合には行っておりません。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。生活支援課

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護決定通知書につきましては、最低生活費、収入額、生活保護費支給額等を生活保護受給者の方々に分かりやすいよう表にして明記しているほか、決定した理由についても記載しております。

また、生活保護決定時に「生活保護のしおり」にて不明な点等がありましたら問い合わせをしていただくよう周知を行い、ケースワーカーが家庭訪問をする際には、不明な点等があれば内容の説明をしております。

今後も、生活保護受給者の方々にご理解いただけるよう、説明等に努めてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。行政経営課

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

R4年度は、研修の内容を入れて回答

ケースワーカーについては、これまでも適宜増員しており、今後も被保護世帯数を考慮し、適切な人員配置に努めてまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。生活支援課

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

本市においては、住居を失った方から生活保護の申請を受け付けた場合、個々の事情を聴き取ったうえで、自立に向けた一時的な滞在場所として無料低額宿泊所が利用できることを説明し、希望があれば紹介しております。

また、入所時は無料低額宿泊所の職員に来庁してもらい、ケースワーカー同席の上、再度施設の利用案内を行い、本人が納得した場合に契約を行っております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

生活支援課

【回答】

本市では、生活支援課に「くらしサポート相談窓口」を設置し、相談支援員3名・就労支援員3名が、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した方々からの相談を受け付け、就労支援など適切な対応に努めています。

また、対象者が生活保護制度に該当すると思われる場合には、生活保護担当へ速やかに繋げています。

以上